

一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画（次世代法）

政府が定める次世代育成支援対策推進法に基づき、本協会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 計画の推進（具体的実施項目）

目標1：年次有給休暇の取得促進

※年次有給休暇の年間平均取得日数を14日以上とする。

【取組内容】

- ・令和4年4月～各種会議等で、随時、年次有給休暇の積極的な取得を促す。
- ・令和4年10月～半期毎に年次有給休暇の取得状況を検証し、取得率が低い職員と上司に対し、年次有給休暇の積極的な取得を促す。

（以降、半期毎に順次検証）

目標2：所定外労働時間の削減

※水曜日にノー残業デイを実施する。

【取組内容】

- ・令和4年4月～各種会議等で、毎週水曜日がノー残業デイに指定されていることを周知するなどして、所定外労働を抑制する。
- ・令和4年10月～各部署における所定外労働の問題点を検証し、所定外労働時間の抑制についての検討を実施する。